

八峰町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

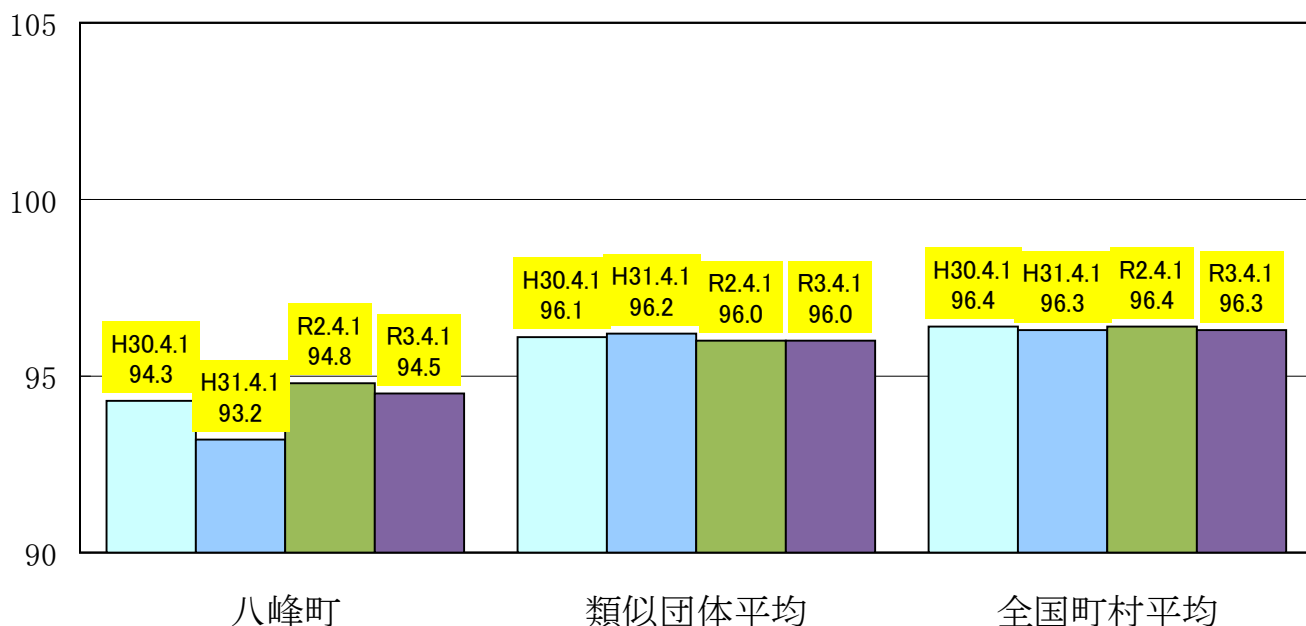
区 分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和元年度の人件費率
令和 2 年度	人 6,866	千円 7,355,481	千円 313,255	千円 1,165,073	% 15.8	% 14.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	
令和 2 年度	人 94	千円 378,493	千円 53,362	千円 145,483	千円 577,338	千円 6,142	千円 4,258

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
※ 令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和3年度	円 364,302	円 364,342	△ 40円 (△0.01%)	% 0.00	% 0.00	% 0.00

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和3年度	月 4.19	月 4.30	月 △ 0.11	月 △ 0.10	月 4.20	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容
(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成31年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表については、秋田県人事委員会勧告及び他町村との均衡を踏まえて改定を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

該当なし。

③その他の見直し内容

なし。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
八峰町	42.0 歳	306,059 円	358,757 円	334,294 円
秋田県	43.2 歳	327,100 円	393,344 円	358,110 円
国	43.0 歳	325,827 円	407,153 円	- 円
類似団体	41.0 歳	298,750 円	345,218 円	328,287 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
八峰町	58.3 歳	2 人	326,354 円	336,354 円	336,354 円	—	— 歳	— 円	—
うち用務員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
うち調理員	58.3 歳	2 人	326,354 円	336,354 円	336,354 円	調理士	48.3 歳	202,900 円	1.66
うちその他職員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
秋田県	53.3 歳	231 人	325,700 円	367,477 円	341,829 円	—	— 歳	— 円	—
国	50.9 歳	2,201 人	286,947 円	— 円	328,603 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	51.2 歳	3 人	285,749 円	309,905 円	301,063 円	—	— 歳	— 円	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
八峰町	—	—	—
うち用務員	※ 円	※ 円	※
うち調理員	※ 円	3,416,100 円	※
うちその他職員	— 円	— 円	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成30～令和2年の3ヶ年加重平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人が特定される事項については掲載しない(対象職員が2人以下等の事項)。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		八峰町	秋田県	国
一般行政職	大 学 卒	181,928 円	181,928 円	182,200 円
	高 校 卒	149,610 円	149,610 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	146,992 円	146,992 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円
教 育 職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和3年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	234,483 円	321,169 円	374,630 円	406,243 円
	高 校 卒	239,819 円	305,966 円	351,977 円	380,067 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—
教 育 職	大 学 卒	—	—	—	—
	高 校 卒	—	—	—	—

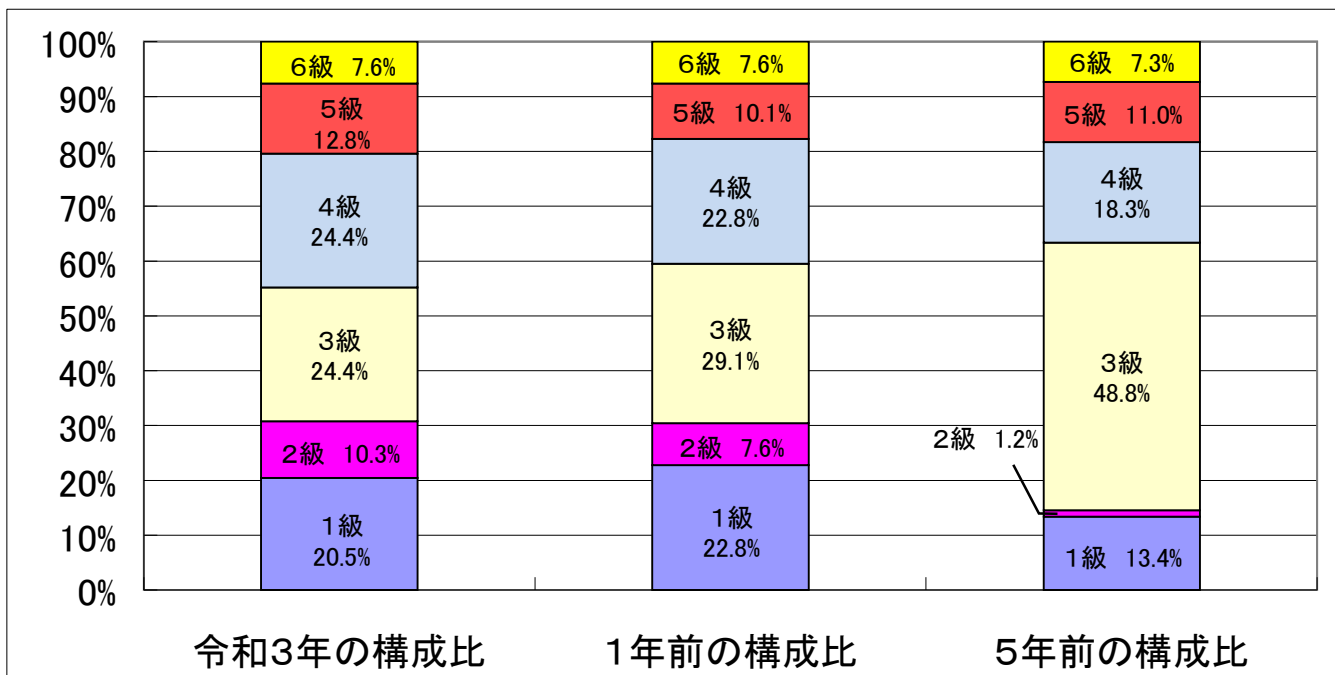
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	課長	人 6	% 7.7	円 321,370	円 412,989
5 級	課長	人 10	% 12.8	円 290,864	円 395,672
4 級	課長補佐、係長	人 19	% 24.4	円 264,788	円 383,590
3 級	係長、主査、主任	人 19	% 24.4	円 231,564	円 352,380
2 級	主任	人 8	% 10.3	円 195,319	円 306,268
1 級	主事	人 16	% 20.5	円 145,079	円 249,283

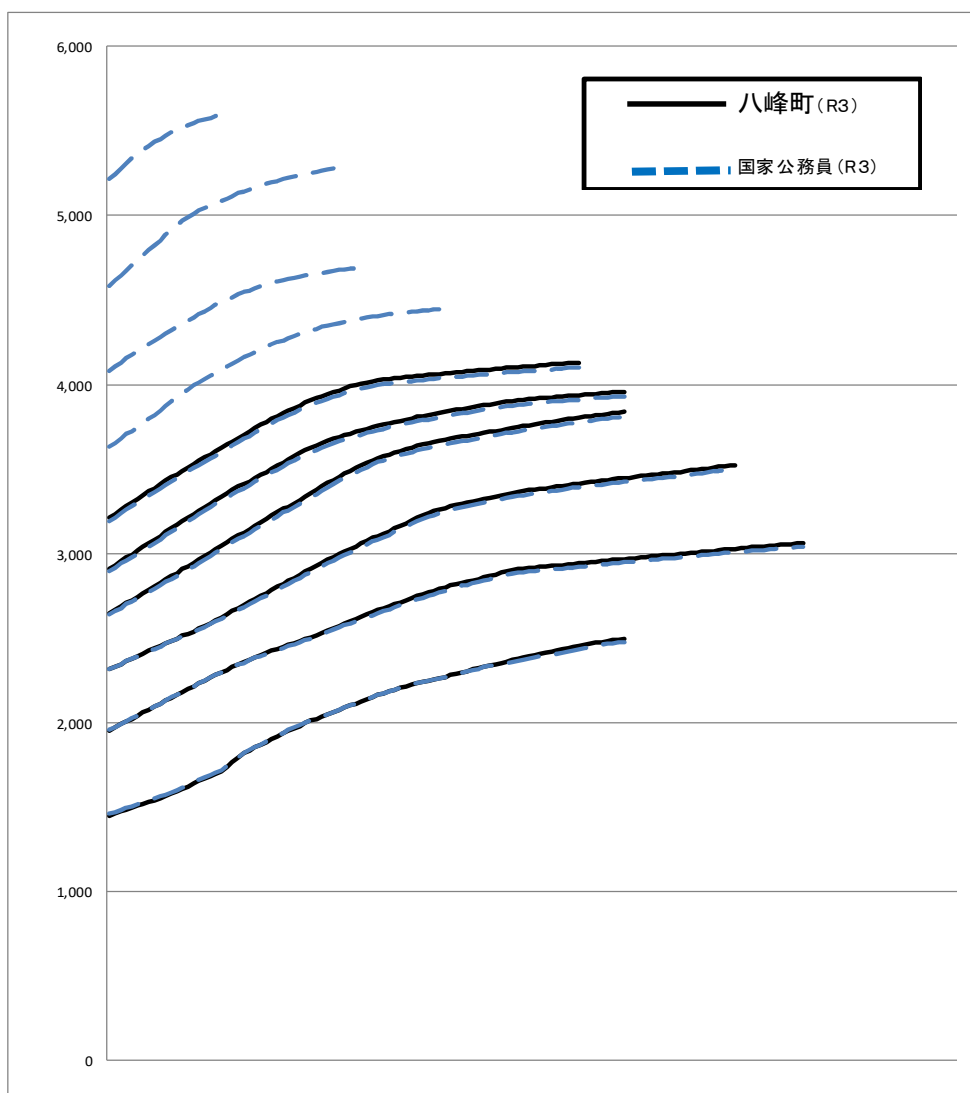
(注) 1 八峰町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（八峰町）

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

八 峰 町	秋 田 県	国
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,515 千円	1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,680 千円	—
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.450 月分 (1.35)月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.450 月分 (1.35)月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.90)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（八峰町）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	昇給可能な 成績率	昇給実績が ある成績率	昇給可能な 成績率	昇給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

八 峰 町					国				
(支給率)	自己都合		勸奨・定年		(支給率)	自己都合		応募認定・定年	
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分
最高限度	47.709	月分	47.709	月分	最高限度	47.709	月分	47.709	月分
その他の加算措置					その他の加算措置				
定年前早期退職特例措置(2～45%加算)					定年前早期退職特例措置(2～45%加算)				
1人当たり平均支給額		21,693	千円						

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 …該当がありません

（令和3年4月1日現在）

支給実績(令和2年度決算)			—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)			—	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
該当なし	— %	— 人	—	%

(4) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績(令和2年度決算)			51	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)			5,100	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)			10.4	%
手当の種類(手当数)			5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
徴税事務手当	町税事務従事職員	町税の徴収、滞納整理	月額1,500円 滞納処分業務1件につき300円加算	
防疫等作業手当	防疫等作業従事職員	感染症防疫処理	日額300円	
特殊自動車運転手当	特殊自動車運転作業従事職員	災害時における特殊自動車運転	実働作業時間 6時間未満500円 超過時間1時間につき100円加算	
有害物取扱手当	有害物取扱作業従事職員	塩素を使用する浄水業務	月額3,000円	
行旅死体処理手当	行旅死体処理作業従事職員	行旅死体処理業務	日額1,200円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	16,456	千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	189	千円
支給実績（令和元年度決算）	22,136	千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	252	千円

(6) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との差異	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者は6,500円 ・子は1人につき10,000円 ・満16歳年度当初から満22歳年度末までの間にある子がいる場合、1人につき5,000円を加算 ・上記以外の扶養親族1人につき6,500円	同	同	12,853 千円	262,306 円
住居手当	借家、借間または自家に居住する職員に支給 ・借家、借間居住職員 ・月額23,000円以下の家賃 …家賃－12,000円 ・月額23,000円超、55,000円未満の家賃…(家賃－23,000円) × 1/2+11,000円 ・月額55,000円以上の家賃 …27,000円	同	同	2,999 千円	249,917 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員に支給 ・交通機関利用者…運賃相当額 最高55,000円 ・自動車等利用者… 通勤距離により最高38,100円	同	同	7,214 千円	66,796 円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 6級の職にあるもの…36,000円 5級の職にあるもの…34,000円 医師給料表の適用を受けるもの …82,000円	異	支給額	6,930 千円	407,647 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給 …1時間あたりの給与額×125 ～150/100×勤務時間数	同	同	－ 千円	－ 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時までの間に勤務した職員に支給 …1時間あたりの給与額× 25/100×勤務時間数	同	同	－ 千円	－ 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時または緊急の必要により、週休美等に勤務した場合に支給 …1回の勤務につき8,000円 勤務時間が6時間を 越えるときは150/100加算 勤務時間が2時間に満たないときは50/100の額	同	同	406 千円	40,600 円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給 …勤務1回につき4,400円	同	同	3 千円	3,300 円
単身赴任手当	異動により住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員に支給 …月額30,000円ただし、住居間の距離により加算あり	同	同	360 千円	360,000 円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月の各月の初日に在職する職員に支給(11月から翌年3月までの5ヶ月間) ・世帯主で扶養親族のある職員 …17,800円 ・世帯主で扶養親族がない職員 …10,200円 ・その他の職員…7,360円	同	同	5,745 千円	61,117 円

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料 報 酬	市 区 町 村 長	750,000 円 ()	(参考)類似団体における最高／最低額 860,000 円／ 360,500 円
	副 町 長	558,000 円 ()	700,000 円／ 471,000 円
	議 長	276,000 円 ()	400,000 円／ 230,000 円
	副 議 長	242,000 円 ()	314,000 円／ 182,000 円
	議 員	233,000 円 ()	290,000 円／ 155,800 円
	備 考		
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(令和2年度支給割合)	
	副 町 長	3.125	月分
退 職 手 当	議 長	(令和2年度支給割合)	
	副 議 長 議 員	3.175	月分
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 町 長	給料月額 $\times$ 勤続月数 $\div$ 100	16,920千円 任期満了時
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

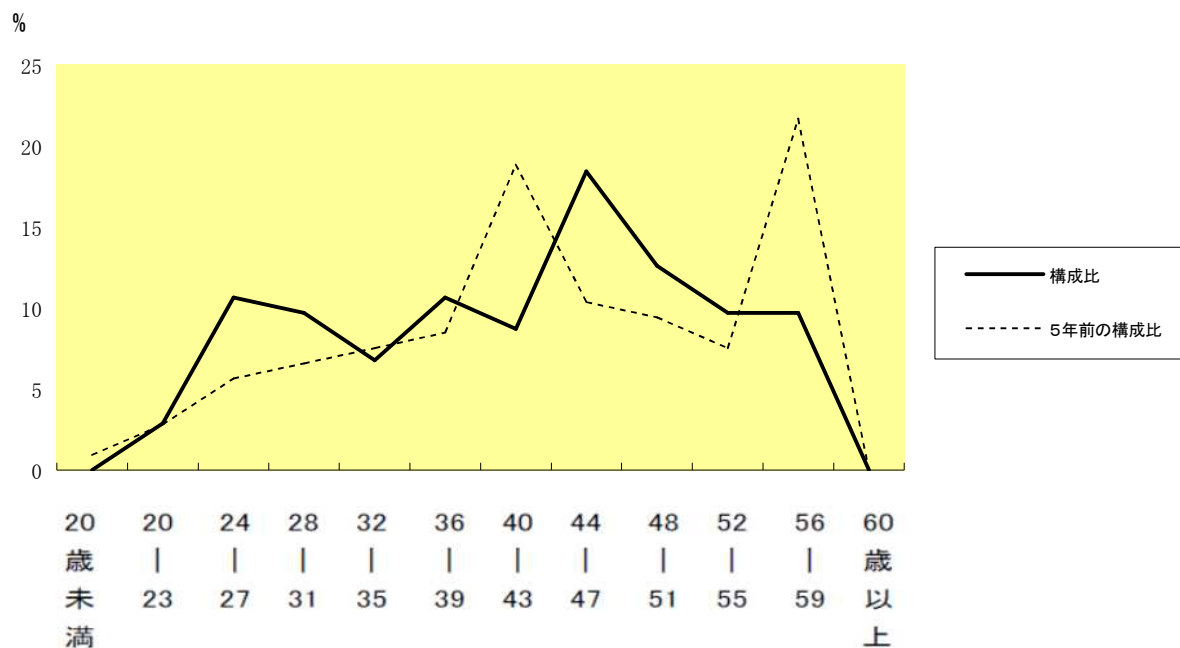
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
部 門		令和2年	令和3年		
普 通 会 計 部 門	議 会	2	2	0	
	総務企画	23	22	-1	人事異動による減
	税 務	5	5	0	
	民 生	24	23	-1	退職による自然減等
	衛 生	5	5	0	
	農林水産	12	12	0	
	商 工	7	7	0	
	土 木	5	5	0	
	計	83	81	-2	<参考> 人口1万人当たり職員数 117.97 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 131.28 人)
	教育部門	13	13	0	
公 営 企 業 計 等 部 門	消防部門				
	小 計	96	94	-2	<参考> 人口1万人当たり職員数 136.91 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 156.84 人)
	水道	2	2	0	
	下水道	2	2	0	
公 営 企 業 計 等 部 門	その他	6	5	-1	人事異動による減
	小 計	10	9	-1	
合 計		106	103	-3	<参考> 人口1万人当たり職員数 150.01 人

- (注) 1 職員数は地方公共団体定員管理調査における職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	11人	10人	7人	11人	9人	19人	13人	10人	10人	0人	103人

(3)職員数の推移

（単位：人・％）

部 門 \ 区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	96	96	95	98	96	94	△2(△2.1%)
教 育	—	—	—	—	—	—	—
消 防	—	—	—	—	—	—	—
普通会計計	96	96	95	98	96	94	△2(△2.1%)
公営企業等会計計	10	10	11	12	10	9	△1(△11.1%)
計	106	106	106	110	106	103	△3(△2.9%)

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 簡易水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用に 占める職員給与費率
令和 2 年度	千円 247,808	千円 △8,613	千円 10,419	% 4.2	% -

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
令和 2 年度	人 2	千円 7,351	千円 1,315	千円 1,753	千円 10,419	千円 5,210	千円 6,045

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和2年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項 なし

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
八峰町	42.0 歳	312,306 円	482,353 円
団体平均	45.3 歳	335,096 円	502,816 円
八峰町公営企業	42.5 歳		515,983 円

- (注) 1 平均月収額には期末・勤勉手当を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

八峰町公営企業(簡易水道)		市町村公営企業(団体平均等)	
1人当たり平均支給額(令和2年度)		1人当たり平均支給額(令和2年度)	
877 千円		1,480 千円	
(令和2年度支給割合)		(令和2年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.450 月分	1.85 月分	- 月分	- 月分
(1.35)月分	(0.90)月分	(-)月分	(-)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%		-	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

八 峰 町				市町村公営企業(団体平均等)			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	- 月分	- 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	- 月分	- 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	- 月分	- 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	- 月分	- 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(2～45%加算)							
1人当たり平均支給額 0 千円							

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績(令和2年度決算)			- 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)			- 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
該当なし	- %	- 人	- %

エ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績(令和2年度決算)		36 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		36,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)		50.0 %	
手当の種類(手当数)		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
有害物取扱手当	有害物取扱作業従事職員	塩素を使用する浄水業務	月額3,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	375 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	188 千円
支給実績(令和元年度決算)	- 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	- 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和2年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との差異	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者は6,500円 ・子は1人につき10,000円 ＊満16歳年度当初から満22歳年度末までの間にある子がいる場合、1人につき5,000円を加算 ・上記以外の扶養親族1人につき6,500円	同	同	258 千円	129,000 円
住居手当	借家、借間または自家に居住する職員に支給 ・借家、借間居住職員 ＊月額23,000円以下の家賃 …家賃－12,000円 ＊月額23,000円超、55,000円未満の家賃…(家賃－23,000円)× 1/2+11,000円 ＊月額55,000円以上の家賃 …27,000円	同	同	324 千円	324,000 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の職員に支給 ・交通機関利用者…運賃相当額 最高55,000円 ・自動車等利用者… 通勤距離により最高38,100円	同	同	144 千円	72,000 円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 6級の職にあるもの…36,000円 5級の職にあるもの…34,000円 医師給料表の適用を受けるものの …82,000円	異	支給額	－ 千円	－ 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給 …1時間あたりの給与額×125 ～150/100×勤務時間数	同	同	－ 千円	－ 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時までの間に勤務した職員に支給 …1時間あたりの給与額× 25/100×勤務時間数	同	同	－ 千円	－ 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時または緊急の必要により、週休美等に勤務した場合に支給 …1回の勤務につき8,000円 勤務時間が6時間を 越えるときは150/100加算 勤務時間が2時間に満たないときは50/100の額	同	同	－ 千円	－ 円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給 …勤務1回につき4,400円	同	同	－ 千円	－ 円
単身赴任手当	異動により住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員に支給 …月額30,000円ただし、住居間の距離により加算あり	同	同	－ 千円	－ 円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月の各月の初日に在職する職員に支給(11月から翌年3月までの5ヶ月間) ・世帯主で扶養親族のある職員 …17,800円 ・世帯主で扶養親族がない職員 …10,200円 ・その他の職員…7,360円	同	同	178 千円	89,000 円